

使用許可申請書（様式第1号）：商品または商品パッケージ等で直接利益を得るもの

例：ぬいぐるみ、商品の包装紙・箱・シール等

使用届出書（様式第2号）：上記に当てはまらないもの

例：チラシ、ポスター、幟、ノベルティグッズ等

※判断に迷ったり、ご不明な点がある場合はお問い合わせください

申請の手順

提出	使用許可申請書（様式第1号）または使用届出書（様式第2号）を観光商工課へご提出ください。※企画書等の必要書類を添付し、郵送またはご持参ください。（印が必要ですので、メール・FAXではお受けできません）
受付確認	観光商工課でご提出いただいた書類を確認させていただきます。
調整	デザイン等の確認をさせていただきます。
許可通知書の 発送	確認の結果、使用可能かどうかを通知いたします。
使用開始	使用いただくことができます。

※許可通知が下りるまで10日程度（土日祝除く）かかりますので、余裕をもってご相談ください。

※許可通知後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更許可申請書をご提出ください。

提出先・問い合わせ先

〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057

南伊勢町役場 観光商工課 観光交流係

電話 0599-66-1501

※持参の場合は平日の午前8時30分～午後5時15分まで（年末年始を除く）

